

# 指定資金移動業者（PayPay株式会社）のサービス概要①

## 賃金のデジタル払いが認められる口座

- 労働者指定口座※1名 : PayPayマネーアカウント（給与受取）
- 労働者指定口座残高の受入上限額 : 20万円
- 労働者指定口座残高が受入上限額を超えた場合 : 超過金額を自動送金先口座兼保証金受取口座※2に自動で送金。

## 破綻時等の資金保全の仕組み

- 保証機関名 : 三井住友海上火災保険株式会社
- 保証対象 : 労働者指定口座残高全額
- 保証の流れ : 指定資金移動業者の破綻時等から6営業日以内に、保証機関が自動送金先口座兼保証金受取口座※2に保証額を振り込む（労働者から保証機関への請求は不要。）。

## 不正取引時の補償

- 補償額 : 労働者に故意または重過失がない場合等、補償規約に従い全額補償。
- 補償の流れ : 損害が発生した日から60日以内に、労働者が指定資金移動業者及び警察に申告。

※1 : 労働者が指定する指定資金移動業者口座

※2 : 労働者が指定資金移動業者に、代替口座として指定する銀行口座等。いわゆる指定代替口座。

## 指定資金移動業者（PayPay株式会社）のサービス概要②

### 口座残高を一定期間利用しない場合の取扱い

- 有効期間：口座残高が最後に変動した日から10年間は労働者指定口座の口座残高は有効。口座残高が最後に変動した日から5年が経過する前日に、指定資金移動業者から労働者宛てに、口座残高が残っている旨、及び利用を促す旨を通知。5年経過後から更に5年間、口座残高の変動がない場合は、労働者指定口座の口座残高が失効する。

### 口座への入金や、口座からの払出（現金化）の方法

- 入金：指定資金移動業者が各労働者に設定する「給与受取口座への入金用口座番号」宛てに、使用者が賃金の振り込みを指図。
- 払出（現金化）：労働者本人名義の預貯金口座等への送金が可能。毎月2回目以降の送金には手数料が必要になる場合がある※1。
- 入金・払出（現金化）の単位：1円以上1円単位で可能。

### その他

- サービス提供時期：ソフトバンクグループ各社の従業員向けに令和6年8月よりサービス開始。令和6年11月よりすべてのユーザー※2にサービス開始。
- 申込方法：指定資金移動業者のPayPayアプリ内から、労働者が申し込む※3。

※1：毎月、PayPayマネー（給与）を含む初回の送金については手数料無料。2回目以降について、PayPay銀行宛ては0円。PayPay銀行以外の金融機関宛ては100円。

※2：本人確認が完了しているユーザー。

※3：事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）と使用者の間で賃金のデジタル払いに関する労使協定の締結と、使用者による労働者の個別同意の取得がなされている必要がある。